

福島市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

福島市規則第 30 号

福島市行政組織規則の一部を改正する規則

福島市行政組織規則（平成15年規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(定義) 第2条 (略) 2 この規則において「出先機関」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) 地方自治法第244条第1項の規定により設けられた公の施設で市の機関であるもの (3) (略) 3 (略) (室等、課等及び係等の設置) 第4条 部設置条例第1条に規定する市長直轄組織及び同条各号に掲げる部に次の表に掲げる室等及び課等を置き、当該室等及び課等にそれぞれ同表に掲げる係等を置く。				(定義) 第2条 (略) 2 この規則において「出先機関」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) 地方自治法第244条第1項の規定により設けられた公の施設で市の機関であるもの <u>(男女共同参画センターを除く。)</u> (3) (略) 3 (略) (室等、課等及び係等の設置) 第4条 部設置条例第1条に規定する市長直轄組織及び同条各号に掲げる部に次の表に掲げる室等及び課等を置き、当該室等及び課等にそれぞれ同表に掲げる係等を置く。			
部	室等	課等	係等	部	室等	課等	係等
(略)				(略)			

政策調整部	未来戦略推進室	政策調整課	戦略政策係 総合計画係 広域連携推進係 データ・統計係 シティセールス推進室
		広聴広報課	
		地域共創課	市民共創係 地域振興係
	(略)		
総務部		総務課	総務係 法務係 文書係 行政経営係 総合教育連携室
		(略)	
		男女共同参画課	
(略)			
商工観光部		(略)	
		福島駅前交流・集客拠点施設公共価値創造課	公共価値創造係 施設整備係
	観光交流推進室		観光企画戦略係 温泉地振興係 地域資源振興係 観光プロモーション係 コンベンション推進係
(略)			
市民・文化スポーツ部		(略)	
		出 会 い 移 住 ・ 多 文 化 共 生 課	出 会 い 応 援 係 移 住 支 援 係 多 文 化 共 生 推 進 室
(略)			

政策調整部		政策調整課	企画政策係 総合計画係 広域連携推進係 統計係 シティセールス推進室
		広聴広報課	
		地域共創課	市民共創係 地域振興係
(略)			
総務部		総務課	総務係 法務係 文書係 行政経営係
		(略)	
		男女共同参画センター	
(略)			
商工観光部		(略)	
		コンベンション推進課	コンベンション推進係 施設整備係
	観光交流推進室		観光企画戦略係 温泉地振興係 地域資源振興係 観光プロモーション係
(略)			
市民・文化スポーツ部		(略)	
		定住交流課	出 会 い 定 住 応 援 係 都 市 間 交 流 係
(略)			
こども未来部		(略)	
		こども家庭課	こども家庭係 家庭支援係 母子保健係 こども家庭セン

(略)			
こども未来部		(略)	
		こども家庭課	こども家庭係 家庭支援係 母子保健係 <u>こども発達支援センター</u> こども家庭センター・えがお
		(略)	
(略)			
都市政策部	(略)		

(市長直轄組織の分掌事務)

第6条の2 市長直轄組織の室等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

(政策調整部の分掌事務)

第7条 政策調整部の室等及び課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

未来戦略推進室

政策調整課

(1)～(6) (略)

(7) 未来戦略本部に関すること。

(8)～(16) (略)

(17) 都市間交流の推進に関すること。

(18) (略)

(略)

地域共創課

(1)～(6) (略)

		ター・えがお	
		(略)	
(略)			
都市政策部	(略)		
<u>上下水道局</u>		<u>下水道総務課</u>	庶務係
		<u>下水道整備課</u>	計画係 整備第一係 整備第二係
		<u>下水道管理課</u>	下水道施設係 下水道管路係 生活排水係

(市長直轄組織の分掌事務)

第6条の2 市長直轄組織の課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

(政策調整部の分掌事務)

第7条 政策調整部の課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

政策調整課

(1)～(6) (略)

(7)～(15) (略)

(16) (略)

(略)

地域共創課

(1)～(6) (略)

(7) 未来戦略推進担当の統括支援に関すること。

(8)～(13) (略)

(略)

(総務部の分掌事務)

第8条 総務部の課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

男女共同参画課

(1)～(5) (略)

(財務部の分掌事務)

第9条 財務部の室等及び課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

(商工観光部の分掌事務)

第10条 商工観光部の室等及び課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

福島駅前交流・集客拠点施設公共価値創造課

(1) 福島駅前交流・集客拠点施設の整備に関すること。

観光交流推進室

(1)～(7) (略)

(8) MICEの誘致及び開催支援に関すること。

(9)・(10) (略)

(農政部の分掌事務)

第11条 農政部の課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

農業企画課

(1)～(19) (略)

(20) 農業振興基金に関すること。

(7) まちづくり担当の統括支援に関すること。

(8)～(13) (略)

(略)

(総務部の分掌事務)

第8条 総務部の室等及び課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

男女共同参画センター

(1)～(5) (略)

(財務部の分掌事務)

第9条 財務部の課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

(商工観光部の分掌事務)

第10条 商工観光部の室等及び課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

コンベンション推進課

(1) MICEの誘致及び開催支援に関すること。

(2) コンベンション施設の整備に関すること。

観光交流推進室

(1)～(7) (略)

(8)・(9) (略)

(農政部の分掌事務)

第11条 農政部の課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

農業企画課

(1)～(19) (略)

(21)・(22) (略)

(略)

(市民・文化スポーツ部の分掌事務)

第12条 市民・文化スポーツ部の室等及び課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

生活課

(1)～(12) (略)

(13) 福島市旧佐久間邸に関すること。

(14)～(22) (略)

(略)

出会い移住・多文化共生課

(1) 移住の促進に関すること。

(2) (略)

(3) (略)

(略)

(環境部の分掌事務)

第13条 環境部の室等及び課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境政策課

(1)～(4) (略)

(5) 再生可能エネルギーの適切な導入と推進に関すること。

(6) (略)

(7)・(8) (略)

(20)・(21) (略)

(略)

(市民・文化スポーツ部の分掌事務)

第12条 市民・文化スポーツ部の室等及び課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

生活課

(1)～(12) (略)

(13)～(21) (略)

(略)

定住交流課

(1) 移住・定住の促進に関すること。

(2) 福島市旧佐久間邸に関すること。

(3) (略)

(4) 都市間交流の推進に関すること。

(5) (略)

(略)

(環境部の分掌事務)

第13条 環境部の室等及び課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境政策課

(1)～(4) (略)

(5) 再生可能エネルギーの推進に関すること。

(6) (略)

(7) 再生可能エネルギー（水力・地力・バイオマス）の適切な導入に関すること。

(8)・(9) (略)

(略)

(健康福祉部の分掌事務)

第14条 健康福祉部の室等及び課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

(こども未来部の分掌事務)

第15条 こども未来部の課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

こども家庭課

(1)～(4) (略)

(5)～(8) (略)

(9) 福島市こども発達支援センターに関すること。

幼保企画課

(1)～(6) (略)

(7) 乳児等のための支援給付に関すること。

(8) (略)

幼保支援課

(1)～(3) (略)

(4) 保育士・保育所支援センターに関すること。

(略)

(健康福祉部の分掌事務)

第14条 健康福祉部の課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

(こども未来部の分掌事務)

第15条 こども未来部の課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

こども家庭課

(1)～(4) (略)

(5) 出産・子育て応援給付金に関すること。

(6)～(9) (略)

幼保企画課

(1)～(6) (略)

(7) (略)

幼保支援課

(1)～(3) (略)

(上下水道局の分掌事務)

第17条の2 上下水道局の課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

下水道総務課

(1) 下水道事業及び農業集落排水事業の総合調整に関すること。

(2) 下水道事業及び農業集落排水事業の財政計画に関すること。

(3) 下水道事業及び農業集落排水事業に係る予算及び決算に関すること。

(4) 下水道事業及び農業集落排水事業の統計の総括に関すること。

- (5) 下水道等事業運営審議会に関すること。
- (6) 下水道関係団体に関すること。
- (7) 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課及び徴収に関すること。
- (8) 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の滞納整理及び滞納処分に関すること。
- (9) 下水道及び農業集落排水処理施設の使用開始等届に関すること。
- (10) 汚水排除量の認定に関すること。
- (11) 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の賦課及び徴収に関すること。
- (12) 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の滞納整理及び滞納処分に関すること。
- (13) 局の庶務に関すること。

下水道整備課

- (1) 公共下水道事業、都市下水路事業及び農業集落排水事業の計画、協議及び認可に関すること。
- (2) 公共下水道事業、都市下水路事業及び農業集落排水事業の供用開始に関すること。
- (3) 公共下水道事業、都市下水路事業及び農業集落排水事業の設計及び施行に関すること。
- (4) 開発行為に伴う下水道施設の指導に関すること。
- (5) 私道管渠（きょ）工事に関すること。
- (6) 所管工事の監督及び検査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

下水道管理課

- (1) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の運営及び維持管理に関するこ

(会計課の分掌事務)

第17条の2 (略)

(福祉事務所の組織)

第18条 (略)

2 福島市福祉事務所設置条例第3条の規定による福島市福祉事務所の組織は、

と。

(2) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の修繕及び工事の設計及び施行に関すること。

(3) 所管工事の監督及び検査(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(4) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の水質・汚泥等の検査に関すること。

(5) 下水道汚泥及び農業集落排水汚泥の処理に関すること。

(6) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の占用に関すること。

(7) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設台帳に関すること。

(8) 排水設備の計画確認及び当該工事の指導・検査並びに台帳に関すること。

(9) 排水設備の補助及び融資に関すること。

(10) 排水設備関連工事の設計及び施行に関すること。

(11) 排水設備責任技術者及び排水設備指定工事店に関すること。

(12) 特定施設及び除害施設の指導監督に関すること。

(13) 水洗化の普及促進に関すること。

(14) 浄化槽の届出に関すること。

(15) 浄化槽管理についての指導に関すること。

(16) 浄化槽設置助成に関すること。

(17) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。

(会計課の分掌事務)

第17条の3 (略)

(福祉事務所の組織)

第18条 (略)

2 福島市福祉事務所設置条例第3条の規定による福島市福祉事務所の組織は、

次の表のとおりとする。

部	名称	課	係等
健康福祉部	福島市福祉事務所	(略)	
		長寿福祉課	(略)
		介護保険課	介護認定係
こども未来部		こども政策課	(略)
		(略)	

(福祉事務所の分掌事務)

第19条 福祉事務所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

こども家庭課

(1) 児童福祉法による市町村の業務に関するこども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、在宅支援に係る事業、助産及び母子保護の実施に関すること。

(2)・(3) (略)

(略)

第24条及び第25条 削除

第26条 課に属する出先機関は、次の表のとおりとする。

課	出先機関
(略)	
あらかわクリーンセンター	(略)
幼保支援課	(略)

次の表のとおりとする。

部	名称	課	係等
健康福祉部	福島市福祉事務所	(略)	
		長寿福祉課	(略)
こども未来部		こども政策課	(略)
		(略)	

(福祉事務所の分掌事務)

第15条 福祉事務所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

こども家庭課

(1) 児童福祉法による市町村の業務に関する子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、在宅支援に係る事業、助産及び母子保護の実施に関すること。

(2)・(3) (略)

(略)

第24条 削除

第25条 削除

第26条 課に属する出先機関は、次の表のとおりとする。

課	出先機関
(略)	
あらかわクリーンセンター	(略)
こども家庭課	福島市こども発達支援センター

福島市立いいの認定こども園

福島市立もりあい認定こども園

幼保支援課

(略)

福島市立いいの認定こども園

第27条から第30条まで 削除

第27条 削除

第28条 削除

第29条 削除

第30条 削除

第34条及び第35条 削除

第34条 福島市こども発達支援センター（以下「こども発達支援センター」という。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) こども発達支援センターの管理運営に関すること。

(2) 児童発達支援に関すること。

(3) 子ども発達全般に関する相談及び支援に関すること。

第35条 削除

第36条 (略)

第36条 (略)

2 福島市立ふくしま中央認定こども園、福島市立ひらの認定こども園、福島市立いいの認定こども園及び福島市立もりあい認定こども園（以下「認定こども園」という。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

2 福島市立ふくしま中央認定こども園、福島市立ひらの認定こども園、福島市立いいの認定こども園（以下「認定こども園」という。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(1)～(3) (略)

(本庁機関の職制)

(本庁機関の職制)

第38条 次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第38条 次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
部	(略)	上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
福祉事務所	(略)	
(略)		

組織	職	職務
部	(略)	上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
局長	局長	
福祉事務所	(略)	

未来戦略推進室	室長
(略)	
課	(略)
あぶくまクリーンセンター	(略)
(略)	
シティセールス推進室	(略)
総合教育連携室	室長
政策調査室	(略)
(略)	
放射線モニタリングセンター	(略)
多文化共生推進室	室長
地域包括ケア推進室	(略)
(略)	
検査室	(略)
こども発達支援センター	所長
こども家庭センター・えがお	(略)
(略)	
(略)	

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、必要に応じ参与、参事、副所長、主幹、統括保健師、感染症・疾病対策専門幹、課長補佐、副主幹、所長補佐、主任検査員、医

(略)	
局	次長
(略)	
課	(略)
男女共同参画センター	所長
あぶくまクリーンセンター	(略)
(略)	
シティセールス推進室	(略)
政策調査室	(略)
(略)	
放射線モニタリングセンター	(略)
地域包括ケア推進室	(略)
(略)	
検査室	(略)
こども家庭センター・えがお	(略)
(略)	
(略)	

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、必要に応じ参与、所次長、参事、副所長、総括検査員、副館長、室次長、主幹、統括保健師、感染症・疾病対策専門幹、課長補

長、主任主査、主任技査、主任技能技査、主任、検査員、建築主事、査察指導員、主査、技査、主任保健師、主任看護師、主任理学療法士、主任歯科衛生士、主任獣医師、主任薬剤師、主任保育士、主任保育教諭、主任栄養士、主任清掃指導員、作業長、技能主査、技能技査、副主査、副技査、副主任保健師、副主任看護師、副主任理学療法士、副主任歯科衛生士、副主任獣医師、副主任薬剤師、副主任保育士、副主任保育教諭、副主任栄養士、副主任清掃指導員、技能副主査、技能副技査、主事、技師、社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、児童福祉司、児童指導員、保健師、看護師、理学療法士、歯科衛生士、獣医師、薬剤師、動物愛護管理員、保育士、保育教諭、栄養士、清掃指導員、技能主事、技能技師、監守を置くことができる。

4 (略)

(危機管理監)

第38条の3 前2条に定めるもののほか、危機管理監を置く。

2 (略)

(医療政策監)

第38条の4 前3条に定めるもののほか、医療政策監を置くことができる。

2 (略)

(出先機関の職制)

第39条 次の表の左欄に掲げる部及び課に属する機関にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

機関	職	職務
(略)		

佐、副主幹、所長補佐、室長補佐、次長補佐、副館長補佐、室次長補佐、主任検査員、医長、主任主査、主任技査、主任技能技査、主任、検査員、建築主事、査察指導員、主査、技査、主任保健師、主任看護師、主任理学療法士、主任獣医師、主任薬剤師、主任保育士、主任保育教諭、主任栄養士、主任清掃指導員、作業長、技能主査、技能技査、副主査、副技査、副主任保健師、副主任看護師、副主任理学療法士、副主任獣医師、副主任薬剤師、副主任保育士、副主任保育教諭、副主任栄養士、副主任清掃指導員、技能副主査、技能副技査、副主査、副技査、副主任保健師、副主任看護師、副主任理学療法士、副主任獣医師、副主任薬剤師、副主任保育士、副主任保育教諭、副主任栄養士、副主任清掃指導員、技能副主査、技能副技査、主事、技師、社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、児童福祉司、児童指導員、保健師、看護師、理学療法士、獣医師、薬剤師、動物愛護管理員、保育士、保育教諭、栄養士、清掃指導員、技能主事、技能技師、監守を置くことができる。

4 (略)

(危機管理監及び副危機管理監)

第38条の3 前2条に定めるもののほか、危機管理監及び副危機管理監を置く。

2 (略)

3 副危機管理監は、危機管理監を補佐し、危機管理監に事故があるときは、その職務を代理する。

(医療政策監)

第38条の4 前3条に定めるもののほか、医療政策監を置く。

2 (略)

(出先機関の職制)

第39条 次の表の左欄に掲げる部及び課に属する機関にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

機関	職	職務
(略)		

リサイクルプラザ	(略)
保育所	(略)
(略)	

2 (略)

別表(第40条関係)

2 条例等により設置された附属機関

名称	担任する事務	庶務を担当する部課等
福島市市民活動サポートセンター運営協議会	福島市市民活動サポートセンター条例(平成25年条例第6号)第17条の規定による福島市市民活動サポートセンターの運営に関する基本的事項について必要な事項の調査審議に関すること。	<u>未来戦略推進室地域共創課</u>
(略)		
福島市男女共同参画審議会	福島市男女共同参画推進条例(平成14年条例第28号)第13条の規定による男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項についての調査審議に関すること。	<u>総務部男女共同参画課</u>
(略)		
福島市下水道等事業運営審議会	福島市下水道等事業運営審議会条例(平成28年条例第22号)第2条の規定による下水道等事業に係る使用料に関する事項の調査審議に関すること。	<u>上下水道局経理課</u>
(略)		

リサイクルプラザ	(略)
こども発達支援センター	所長 <u>上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>
保育所	(略)
(略)	

2 (略)

別表(第40条関係)

2 条例等により設置された附属機関

名称	担任する事務	庶務を担当する部課等
福島市市民活動サポートセンター運営協議会	福島市市民活動サポートセンター条例(平成25年条例第6号)第17条の規定による福島市市民活動サポートセンターの運営に関する基本的事項について必要な事項の調査審議に関すること。	<u>政策調整部地域共創課</u>
(略)		
福島市男女共同参画審議会	福島市男女共同参画推進条例(平成14年条例第28号)第13条の規定による男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項についての調査審議に関すること。	<u>総務部男女共同参画センター</u>
(略)		
福島市下水道等事業運営審議会	福島市下水道等事業運営審議会条例(平成28年条例第22号)第2条の規定による下水道等事業に係る使用料に関する事項の調査審議に関すること。	<u>上下水道局下水道総務課</u>
(略)		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(職員に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる従前の課等に勤務を命じられている職員のうち別に任命されない職員については、辞令を用いずに同表の右欄に掲げる課等に引き続き勤務を命じられたものとみなす。

旧課等	新課等
政策調整部政策調整課	未来戦略推進室政策調整課
政策調整部広聴広報課	未来戦略推進室広聴広報課
政策調整部地域共創課	未来戦略推進室地域共創課
総務部男女共同参画センター	総務部男女共同参画課
商工観光部コンベンション推進課	商工観光部福島駅前交流・集客拠点施設公共価値創造課
市民・文化スポーツ部定住交流課	市民・文化スポーツ部出合い移住・多文化共生課
こども未来部こども発達支援センター	こども未来部こども家庭課